

※このチェックリスト（関係するチェックリストがある場合はそれらを含む）にある全ての項目を満たす場合は、「鳥取県新型コロナ安心対策認証店」として認証を受けることができます。（その場合、このチェックリストを認証申請の添付書類として使用することができます）

【 店 舗 名 】 における

事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ営業を継続するため、営業の場面に応じて発生するおそれがある感染リスクへの対応を別紙のとおり実行します。
経営者及び従業員はこの内容を理解し、状況に応じて修正します。

<施設概要>

店名	
所在地	
事業者名	
事業概要	
従業員数	全 人（通常の出勤人数 人）
営業時間	: ~ : 、 : ~ :
主な感染予防対策	

観光土産品販売店向けチェックリスト

引用「観光土産品販売店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」及び「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドライン」

1. お客様への感染拡大予防対策

(1) 来店・会計

(お客様の体調確認)

- 発熱（37.5度以上）や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様には来店いただかないよう掲示する。
- 来店時にお客様の体調確認を行い、発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様の来店をお断りする。
(体調確認方法) ※実施しているもの全てにチェック
 - 非接触型体温計を設置し、検温依頼
 - 従業員が個別聞き取り
 - 受付票の提出依頼
 - その他 ()

(お客様のマスク着用)

- 入店時にお客様がマスク（不織布製を推奨。以下同じ。）を着用していることを確認、飲食等で必要な場合以外はマスクを着用するよう要請する。

(配布用マスク)

- マスクを持っていないお客様に備えて、提供できるマスクを用意

(出入口での消毒)

- 出入口や店内各所に手指の消毒設備を設置し、お客様入店時等に手指消毒を要請する。
(具体的な設置場所)
 - 出入口
 - 商品棚 (箇所数)
 - 休憩スペース
 - トイレ
 - エレベーターホール
 - 食事・テイクアウト提供場所
 - その他 ()

(消毒設備の内容)

- アルコール消毒液（濃度60%～90%のものに限る）
(濃度: %) (商品名:)

(入店待ちの密集回避)

- 入店待ちのお客様が施設外で密集しないよう、来店者同士の人と人の距離（フィジカルディスタンス）を確保する。
※フィジカルディスタンス：1m以上間隔を確保
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - 待合席間の距離を1m以上とる
 - 注意喚起の案内表示
 - 呼出し制
 - その他 ()

(施設規模に応じた受入)

- フィジカルディスタンスを確保できるよう、施設規模に応じた受入をする。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - 人数による入店制限を行う。(上限人数:)
 - 連絡先を確認の上、呼出し制により改めての来店を依頼する。
 - 時間毎の予約制
 - 1グループ1人又は少人数での来店を依頼する。
 - その他 ()

(出入口の密集回避)

- 出入口付近でお客様が密集しないよう、フィジカルディスタンスを確保する。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - 出入口を入口専用と出口専用に分ける(複数の出入口がある場合)
 - 出入口の床をシール等で入口用通路と出口用通路に区画を分ける
 - 出入口で密集しないよう要請 (掲示 口頭依頼 その他 ())
 - その他 ()

(会計)

- 会計の際の飛沫感染防止措置をする。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - アクリル板や透明ビニールカーテンで遮蔽 (サイズ: 人の頭より高い)
 - お客様と従業員のマスク着用徹底
 - その他 ()
- 会計待ちにより列が発生する場合はフィジカルディスタンスを確保する。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - シール等で立ち位置を示す(隣の列とも間隔を確保)
 - レジの増設 (台)
 - お客様同士をアクリル板等で遮蔽
 - 呼び出し制
 - その他 ()

(支払)

- 支払い時の感染症対策をする。

(具体的な方法) ※実施するもの全てにチェック

キャッシュレス決済の導入 トレイによる受け渡し その他 ()

(お客様への連絡)

- 万が一の感染者発生に備えて、感染情報のお客様への連絡方法を確保する。
(具体的な方法) ※実施しているもの全てにチェック
 - お客様の連絡先を受領し、個別連絡(利用状況を1か月以上保管)
 - 厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCA)の掲示、利用を案内
 - とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの登録、掲示、案内
 - その他()

(注意喚起)

- 以下のような注意喚起を全て実施する。
 - ・施設内、退店時の手指消毒 掲示 口頭案内 その他()
 - ・施設内でのマスク着用 掲示 口頭案内 その他()
 - ・施設内で大声での会話は控える 掲示 口頭案内 その他()
 - ・商品にはできるだけ触れないこと 掲示 口頭案内 その他()
 - ・使用済みマスク等のゴミは持ち帰る 掲示 口頭案内 その他()

(2) 販売

(店内のフィジカルディスタンス)

- 店内でお客様が密集しないよう、フィジカルディスタンスを確保する。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - 床にテープ等を貼って、お客様同士の間隔(1m以上)を明示
 - 店内をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
 - 店内各所にフィジカルディスタンスを確保するよう掲示し、要請する。
 - その他()

- お客様の流れが滞らないような店内レイアウトにする。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - お客様が一方通行で進むよう、床や壁等に掲示する。
 - 人気商品を複数箇所に分散して陳列する。
 - お客様同士の間隔を1m以上確保するよう案内
 - その他()

(商品の陳列)

- 商品を不特定多数のお客様が触ることによる接触感染への対策を行う。
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック
 - 商品に代えてサンプル品や商品カードを設置する。
(賞味期限等の表示は大きく掲示)
 - 売り場内の複数箇所にアルコール消毒液を設置し、商品に触る前には手指消毒を行うよう要請する。(要請方法: 掲示 口頭案内 その他())
 - その他()

(試食・試着の中止) ※従前から実施していない場合はチェック不要

- 感染リスクの高い試食や試着等のサービスは中止か内容を変更し、掲示する。
(中止・変更したサービス)
 - 試食 試着
 - その他()

- ※ 飲食を可能とする場合は、下記の対策を実施
 - 試食エリアを限定し、商品付近等では試食は行わない
 - 提供物は小分けにし、従業員が都度提供
 - お客様同士のフィジカルディスタンスを確保若しくはお客様同士をアクリル板等で遮蔽
 - お客様同士やお客様と従業員と対面となる場合はアクリル板等で遮蔽
 - テーブル・椅子はお客様1人使用の都度消毒
 - 会話は控えるよう要請し、試食後はマスク着用の徹底を要請

(休憩スペースの対策)

- 休憩スペースを設ける際は、以下の対策を実施する。 ※黒丸は必須
 - マスク着用、一度に使用する人数制限(一度の使用人数)
 - お客様同士のフィジカルディスタンスを確保する
 - 椅子の配置等の配置変更や一部使用禁止により間隔(距離1m以上)を確保
 - 立ち位置をテープで示す
 - 従業員が間隔をとるよう声かけ
 - その他()
 - 常時換気を行う。(換気方法)
 - 休憩スペースでの飲食は禁止する。
(飲食を可能とする場合は、フィジカルディスタンスを確保(椅子間の距離(1m以上)を確保し、対面となる場合はアクリル板等で遮蔽)し、テーブル・椅子はお客様1人使用の都度消毒、会話の際はマスク着用)

2. 施設の管理

(換気)

- 開店前、営業中、営業後に網戸のある窓を開けるなど、店内の十分な換気をする。
※施設全体の空気が入れ替わるよう空気の流れを作る

(開店前・後の換気方法) ※実施しているもの全てにチェック

- 店内の入口・ドア・窓を開放 (開放箇所)
 換気扇を稼働 (換気扇台数 台、 台) ※部屋ごとに記載
 サーキュレーターを設置して稼働 (サーキュレーター 台)
 その他 ()

(営業中の換気方法) ※実施しているもの全てにチェック (上2つのいずれかは必須)

- 店内のドア・窓を開放 (開放箇所、頻度 時間に 回/常時/その他)
(開放箇所、頻度 時間に 回/常時/その他)
◆換気の頻度は30分に1回、5分程度以上の開放が必要
 換気扇を稼働 (換気扇台数 台、 台) ※部屋ごとに記載
 サーキュレーターを設置して稼働 (サーキュレーター 台)
 CO2センサーを設置して二酸化炭素濃度1000ppmを超えないことを確認
 その他 ()

- (換気扇がある場合) 換気扇を定期的に点検する。
頻度 (に 回)

(拭き取り清掃・消毒)

- 多くのお客様が触れる部分は定期的(開店前、営業中、営業後)に拭き取り及び消毒液による消毒をする。

(消毒する箇所) (頻度 に 回)

※店内にあるもの全てにチェックし、実施すること

- 買い物かご ドアノブ 手すり
 トイレドアノブ トイレ洗浄レバー 休憩テーブル 休憩椅子
 カウンター レジ 商品棚の取っ手
 電話 パーティション その他 ()

(具体的な消毒方法)

- アルコール消毒液(濃度60%~90%) 次亜塩素酸ナトリウム(濃度0.05%)
 界面活性剤含有の洗浄剤 次亜塩素酸水(厚生労働省が示す使用上の注意を遵守の上)
 その他 ()

(手洗い後)

- 共通のタオルを禁止し、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- ペーパータオルの設置 個人のタオル等の使用
 定期的な清掃・消毒を行っているハンドドライヤーの使用(清掃・消毒の頻度:)

(ゴミ)

- ごみを回収する場合、一時保管する場合は、ビニール袋に入れて密封保管する。
 ゴミ出しする者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手洗いする。
 ペーパータオルのゴミは、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- ゴミ箱(蓋つきが望ましい)に入れて密閉する。
 蓋がない場合は、お客様の使用の都度、ゴミを回収する。

(掲示)

- 以下のような注意喚起等の掲示をする。
 トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流す。
 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店のステッカー

3. 従業員の感染拡大予防対策

(マスク)

- 接客時など、店内では常時マスクを着用する。(食事等の必要最低限の機会を除く)

(接客対応)

- 接客時は、お客様の正面に立たないようにし、お客様と可能な範囲でフィジカルディスタンスを確保する。

(販売促進行為)

- 接触や声かけ等の感染リスクの高い販売促進行為は控える。

(中止する販売促進行為)

- マスコット等との記念撮影
 大声での呼び込み
 その他 ()

(従業員の体調確認)

- 出勤前に体温を計測させ、発熱(37.5度以上)や風邪症状(咳やのどの痛みなど)の症状がある場合は自宅待機とする。

(従業員の体調確認方法)

- 体調不良時の申し出制度
 毎日の体調報告制度
 その他 ()

(就業制限)

- 感染した従業員や濃厚接触者として判断された従業員の就業を禁止する。

(手指消毒)

- 接客時等の手指消毒を徹底する。

(具体的な頻度) ※黒丸は必須

- 会計で金銭やカード等を受け渡した後
 従業員間で共有する事務用品を使用する前後
 お客様が使用した備品等に触れる前後
 その他 ()

(従業員控室) ※いずれかにチェック

- 従業員用の控室(事務室・休憩スペース・更衣室)はない。

- 控室がある場合は、以下のような対応を実施する。 ※黒丸は必須

- マスク着用、一度に使用する人数制限、対面での食事や会話を避ける。(一度の使用人数)
 従業員同士のフィジカルディスタンスを確保
 常時換気を行う。(換気方法)
 共用する物品を定期的に消毒する。
(共有する物品: 机 椅子 ポット ドアノブ
 その他 ())
(消毒頻度:)
(消毒液: 成分)

(制服)

- 勤務中に着用する制服等の衣服は当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

定期的な洗濯の頻度(例:業務終了後に毎回) ()

(動線の分離)

- 取引業者や従業員の出入り、商品補充とお客様との動線は可能な限り分離する。

(具体的な方法)

- 裏口を使用 営業開始前後に行う
 その他 ()

(従業員のトイレ)

- 従業員は従業員用トイレを使用する。

- (トイレは共有の場合) トイレ使用後の手洗いを徹底する。

(感染予防対策の共有)

- 事業者が実施する感染予防対策について、従業員に周知し実行する。

(具体的な方法:)

4. その他施設ごとの感染拡大予防対策

(施設の業態に応じた感染拡大対策)

(自由記載)

【例】

- ・ 飲食を提供する場合の対策
- ・ 観光案内所がある場合の対策